

## 平成29年8月9日

# 予防接種過誤事案の発生について

上天草市では、予防接種法第2条第2項に定める日本脳炎等の発生及びまん延を予防するため、市内の医療機関に委託して予防接種を実施しております。

このたび、市内の医療機関において、「日本脳炎第 1 期追加」の予防接種に際し、誤った用量のワクチン量を接種するという事案が発生しましたのでお知らせします。

市が実施主体である予防接種に関し、このようなミスを発生させ、市民の皆様にご不安を与え、ご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

現在のところ、接種を受けた方の健康状態は良好で異常は認められておりませんが、引き続き健康状態の把握を定期的に行って参ります。

今後このような事案が再び発生しないように、予防接種業務委託をしています全医療機関に対し個別での指導を徹底し過誤の防止に努めて参ります。 なお、詳細は以下のとおりです。

# 1 予防接種実施主体

上天草市

# 2 接種日

平成29年8月8日(火)

### 3 接種方法

上天草市内委託医療機関による個別接種

## 4 過誤の内容

ワクチン接種量の誤り(本来 0.25mlを接種すべきところを 0.5mlの用量を接種した)

#### 5 接種者

2歳の女児(1名)

### 6 過誤の経緯

- ア 事前に日本脳炎の接種予約を入れた市内の医療機関へ、8月8日、母親が 同行し予防接種を受けに受診した。
- イ 接種当日、看護師がワクチンの準備を行うが、年齢確認が不十分だった。
- ウ 受付担当にて、母子健康手帳、予診票を受け取り、体温測定し、チェック リストに沿って内容を確認した。
- エ 看護師 (ワクチンを準備した別の者) が接種対象者と保護者と面談し、健康状態の確認を行った。
- オ 看護師が母子健康手帳、予診票の再確認を行った。
- カ 医師にて接種する際に、看護師が接種対象者名、ワクチンの種類、有効期 限、接種量を声に出してワクチンを準備したが、年齢の確認をしなかった。
- キ 接種後、看護師が母子健康手帳、予診票の確認をした時に、接種量の誤り に気づいた。
- ク 接種医より、保護者へ説明と謝罪。健康障害の無いことを確認した。
- ケ 本市へ医療機関から「予防接種過誤が起きたこと、児の体調に問題はなく 接種後30分後に母子ともに帰宅していただいた」ことの連絡があり、医療 機関への聞き取りを行った。
- コ 対象者の健康状態について確認するために、対象児・保護者に面接したが、 特に異常は認めらなかった。
- サ 8月9日、市より、対象児への体調確認を行い、異常が認められないことを確認し、再度、謝罪を行った。

#### 7 過誤の原因

医療機関における年齢と、ワクチン接種の用量についての確認が不十分であったこと。

#### 8 今後の再発防止策

当該医療機関においての過誤防止についての実地指導及び予防接種業務委託 をしている市内の全医療機関に対し、個々に訪問し、「過誤防止マニュアル」に 基づく個別指導を行う。

## 【用語解説】

日本脳炎ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)

は、「日本脳炎ウィルス(北京株)」を Vero 細胞で増殖させ、ホルマリンで不活化し精製したものである。

第1期の初回接種2回と次年度の追加接種1回の計3回の接種をもって基礎

免疫の完了とする。

第1期初回接種は生後6か月から生後90月に至るまでの間にある者で、標準的な接種時期は3歳に達した時から4歳に達するまでの期間である。

初回接種は6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種は初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。

なお、第2期は9歳以上13歳未満の者で9歳に達した時から10歳に達するまでの期間が標準的な接種期間である。



# (連絡先)

健康福祉部健康づくり推進課

担当:課長 舩元、中山

電話:(直通)0969-28-3376

FAX: 0969-56-3307